

青森県における災害支援ナースの派遣に関する協定

青森県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、災害支援ナースの派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要な研修の課程を修了した看護職員が速やかに出動し、看護活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、人々の生命や健康を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害支援ナース活動要領等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、災害支援ナースの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに災害支援ナースを派遣するものとする。

（派遣先）

第3条 乙が派遣する災害支援ナースは、県内において看護活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める看護活動を行うことができる。

（災害支援ナースの活動）

第4条 乙が派遣する災害支援ナースが行う業務は、災害支援ナース活動要領等に定めるものとする。

2 災害支援ナースは、移動、医療資材等の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

（指揮系統等）

第5条 県内の被災地等支援のため出動する場合、災害支援ナースは被災地等の災害支援ナース受入に係る体制の中で活動するものとする。

2 災害支援ナースが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した都道府県の災害支援ナース受入に係る体制の中で活動するものとする。

3 乙が派遣した災害支援ナースに対する連絡調整は、公益社団法人青森県看護協会（以下「青森県看護協会」という。）が行う。

（身分）

第6条 乙が派遣する災害支援ナースは、原則として派遣元である乙の職員として看護活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙が派遣した災害支援ナースは、日々の災害派遣活動の状況、安否等について定期的に青森県看護協会に報告するものとする。ただし、緊急時は青森県看護協会の求めに応じて報告するものとする。

2 乙は、災害支援ナースの活動終了後、速やかに本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について、青森県看護協会に報告するものとする。ただし、災害支援ナースの活動中であっても、青森県看護協会から報告の求めがあった場合は直ちに青森県看護協会に報告するものとする。

（平時における準備）

第8条 乙は、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、災害支援ナースの資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

3 乙は、災害支援ナース更新に係る研修を受講させるものとする。

4 乙は、派遣時に迅速な対応がとれるよう、医療資材等の準備を行う。

5 乙は、災害支援ナースの氏名その他の情報に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨青森県看護協会に連絡する。

（費用負担等）

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一 乙が供給した医療資材等を使用した場合の実費

二 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 被災した市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して災害支援ナースの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した災害支援ナースが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第18条第2項及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条に定めるところにより費用を負担する。

（損害補償）

第11条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースの看護活動等において生じた事故等における損害を補償するため、傷害保険に加入するものとする。

（事務取扱要領）

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、青森県における災害支援ナースの派遣に関する事務取扱要領に定める。

(定めのない事項等)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(当該協定変更に関する事項)

第 14 条 この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結日から起算して 1 年間とする。ただし、第 5 条第 3 項、第 7 条及び第 8 条第 5 項は、令和 7 年 4 月 1 日から効力が発生するものとする。

2 この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲、乙いずれからも文書による更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第 16 条 甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第 17 条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として災害支援ナースの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 青森県青森市長島 1 丁目 1 番 1 号

青森県知事 宮下 宗一郎

乙